

町方地域防災コミュニティセンター使用料

※使用料は、使用の許可を受けたときに納付してください。

愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(抜粋)

別表第2(第5条関係)

区分	単位	金額
講堂	1時間	550円
会議室		280円
和室		620円
実習室		280円

備考

- 1 勝幡地域防災コミュニティセンター、町方地域防災コミュニティセンター、川渚地域防災コミュニティセンター、草平地域防災コミュニティセンター又は藤浪地域防災コミュニティセンターにおいて講堂又は和室の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額とする。
- 2 市内に在住し、又は在勤する者(以下「市内の者」という。)以外のものが使用する場合(第4号の場合を除く。)の使用料の額は、この表に定める額又は前号に定める額に1.5を乗じて得た額とする。
- 3 市内の者が入場料若しくはこれに類するものを徴収し、又は営利を目的とする場合の使用料の額は、この表に定める額又は第1号に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 4 市内の者以外の者が入場料若しくはこれに類するものを徴収し、又は営利を目的とする場合の使用料の額は、この表に定める額又は第1号に定める額に3を乗じて得た額とする。
- 5 前各号の規定により算出した使用料の額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。